

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまへ

新型コロナウイルス感染症が原因で機構団信特約制度の特約料（以下「特約料」といいます。）のお支払が一時的に困難となったお客さまにおかれましては、ご本人さまからのお申出により、特約料の払込みを一定期間お待ちできる場合がございますので、以下をご確認ください（あわせて、払込済特約料を一時的に返戻させていただくことも可能です。）。

1 対象となる方

- 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、失業や収入の減少等により特約料の支払が一時的に困難となった方
- 機構団信特約制度の加入継続を希望している方
- 令和7年10月31日（金）までに、機構所定の申出書を機構（又は受託金融機関）に提出した方（郵送の場合は、令和7年10月31日（金）の消印有効）

2 特約料の払込みをお待ちできる期間（払込猶予期間）

- 当初の納付期日（クレジットカード払いの場合は納付期日の前月の応当日）から起算して最長で9か月を経過する日の属する月の末日まで猶予することができます。

＜クレジットカード払いの方で「月払い」をご利用されている方＞

- ・最後に支払が行われた直後の納付期日から起算して最長で9か月を経過する日の属する月の末日までの猶予となります。また、猶予後の特約料払込期限までに払い込んでいただく特約料は、月払手数料を含む金額となります。
- ・今後の払込方法はクレジットカードによる「月払い」から機構が別途指定する方法による「年払い」に変更させていただきます。
- ・猶予後の特約料払込期限が翌年度における特約料のご請求期間にまたがる場合は、翌年度における特約料の当初の納付期日から起算して最長で9か月を経過する日の属する月の末日まで特約料払込期限を猶予し、当該期限までに当該年度における未払分の特約料及び翌年度における特約料を「年払い」として払い込んでいただきます。
- ・住宅金融支援機構から一時返戻を行う場合、月払手数料は特約料と併せて返戻いたします。

お問合せ及びお申出先[※]

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 団信専用ダイヤル

0120-0860-78（通話無料）

受付時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除く。）

ご利用いただけない場合（海外からの国際電話など）は、次の番号におかけください（通話料金がかかります。）。

電話番号:048-615-3311

※ お申出はご返済中の取扱金融機関でもお受けできます。

～お詫び～

「特約料振替えのご案内」等のお知らせは、特例措置を希望される場合でも通常どおり発送しておりますので、あしからずご容赦願います。

＜個人情報取り扱いについて＞

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」といいます。）は、機構団体信用生命保険（共済）特約制度による債務弁済充当（委託）契約（以下「本契約」といいます。）に関する住宅金融支援機構が別途定める感染症による特例措置適用の申出に基づき、上記お申出の際に取得した個人情報（氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、健康状態、ローン情報等）を本契約の継続・維持管理、保険金請求、債務弁済、統計等の分析、その他本契約に関連・付随する業務に利用します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも引き続き住宅金融支援機構において上記に準じ個人情報が取り扱われます。